労働環境の確認に関する特記事項

１　受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の調査票（労働環境チェックシート）を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。ただし、後日下請契約をした場合については、その都度、労働者の確保計画を提出するものとする。

２　発注者は、調査票（労働環境チェックシート）の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

３　発注者は、２の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し、労働環境の改善を要求するものとし、受注者は、当該要求により行った労働環境の改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。